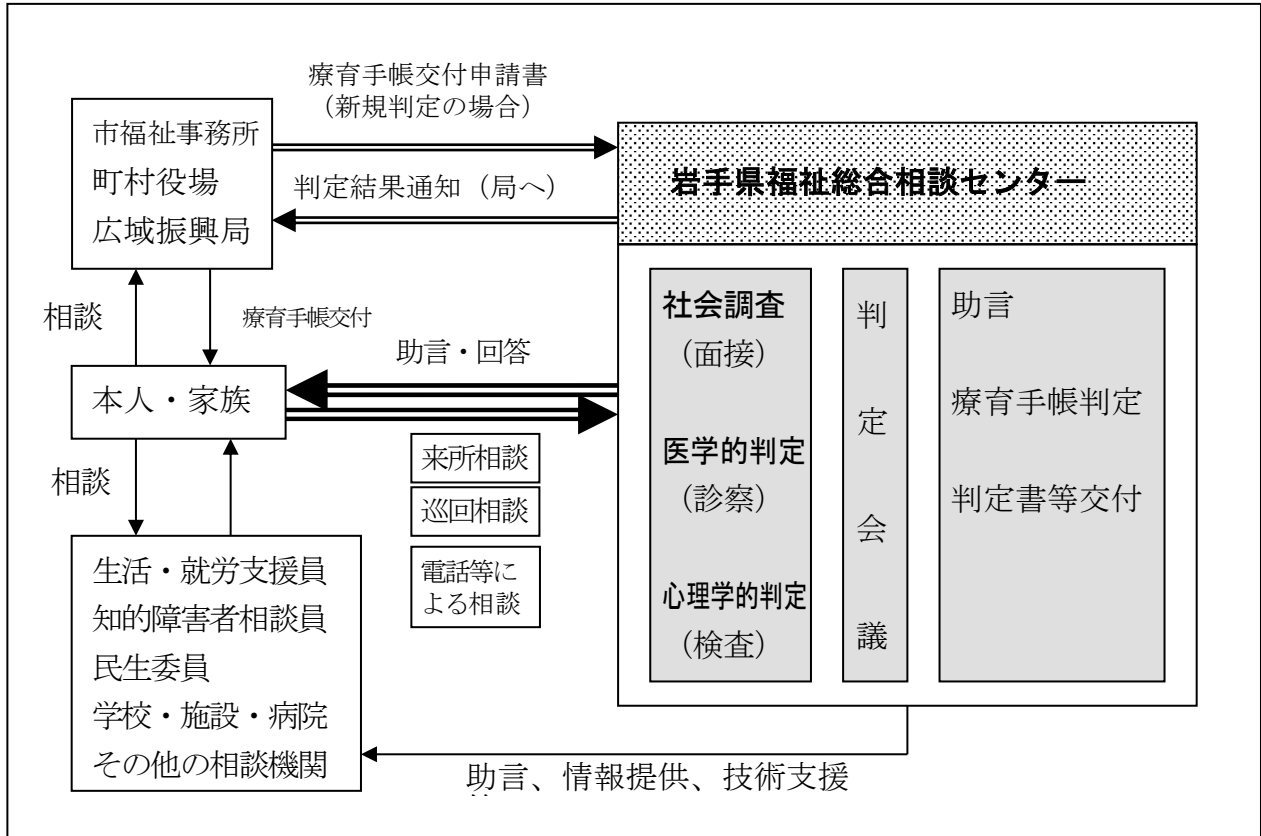


# 療育手帳、知的障がい者に関わる相談について

## I 業務内容について

療育手帳の新規判定、再判定、療育手帳の判定時の心理判定結果の提供を行っています。相談対象となる方は、18歳以上になります。18歳未満の方は、管轄の児童相談所で受け付けています。

### ◎ 相談判定業務の流れ(一例)



## II 療育手帳について

### 1 療育手帳とは

「この制度は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするため、知的障害児（者）に手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする」

「手帳は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する（昭和48年9月27日付厚生省発児156号による）」とされています。

※ 特別児童扶養手当や障害基礎年金の受給を根拠として手帳を交付していた時期もありましたが、現在は行っておりません。前述の手続きで「判定の必要なし」の認定を受け、再判定年月の定められていない療育手帳所持者については、相談所において相談・判定を受けるように指導するようにとされています（昭和61年4月10日付児第35号岩手県生活福祉部長通知）。

この場合の判定手続きは、原則新規交付判定と同じ扱い（検査、調査、医学診断の実施）になります。

## 2 療育手帳の判定・交付等について

岩手県では、判定事務と交付事務の所管は別となっています。

(判定事務)・・・福祉総合相談センター、児童相談所

(交付事務)・・・管轄の広域振興局

## 3 療育手帳の新規判定について

- (1) 市町村窓口で療育手帳の新規判定に係る相談があった場合は、下記を参考に生育歴の確認をした上で、当センター担当者まで御連絡をお願いいたします。  
(来所相談、巡回相談どちらの場合も。)

### 【生育歴の確認について】

- ・ 乳幼児健診で指摘があったか
- ・ 就学時健診で指摘があったか
- ・ 小中学校は普通学級か特別支援学級か
- ・ 普通学級であった場合、成績はどの程度だったか
- ・ 普通学級であった場合、進学した高校はどこか、高校での成績はどの程度だったか
- ・ どのような仕事をしてきたか

- (2) 新規判定では、「社会調査（面接）」「心理学的判定（検査）」「医学的判定（診察）」を実施します。

### ア 社会調査（面接）

- ① 本人の生育歴（幼児期、学校時代の成績、既往歴・外傷の有無等）
- ② 学校卒業後から現在までの経過
- ③ 現在の生活能力、健康状態、普段の過ごし方等

### （注意）

- ・ ①の生育歴は、新規判定の場合、必須情報になります。知的障がいの発症時期（18歳未満であるか否か）を確認するためのものです。
- ・ ①が確認できない場合は療育手帳の判定はできません。なお、本人からの情報だけでは認めておりません。
- ・ 家族が同伴されていても、本人の幼少期、学生時代の成績等の記憶がない場合、あるいは18歳以前に知的障がいを示すエピソードがない場合も判定はできません。

### イ 心理学的判定（知能検査の実施）

### （注意）

- ・ 精神科疾患治療中の場合、精神症状の影響や服薬している薬の種類や量によって、本来の能力が発揮されにくい場合があります。
- ・ また、検査拒否、緘黙、抑うつ等により、検査を実施出来ない（あるいは結果が本人の能力を正確に判定していると判断しにくい）場合は、療育手帳の障害程度の判断が出来ませんので、ご本人の病状が安定しているか、療育手帳取得に納得されているかについて、御確認願います。

## ウ 医学的判定

嘱託医による診察を行います。なお、障害基礎年金診断書や特別児童扶養手当診断書の写しの提出により、医学判定に代えることが出来る場合があります。

(3) 判定は「来所相談」と「巡回相談」で行っております。(予約制)

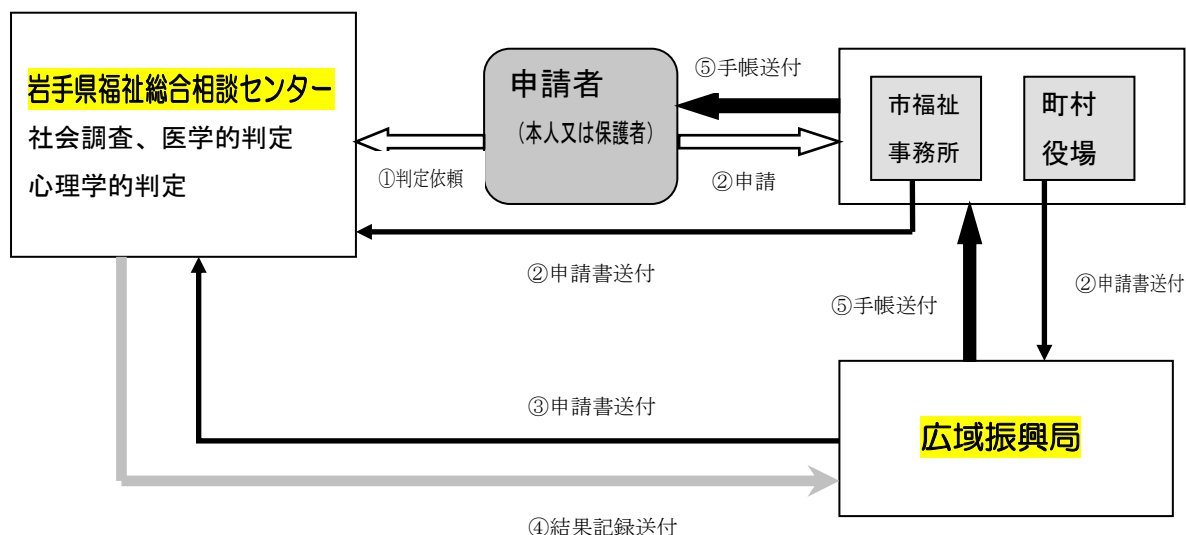
### ア 来所相談

- ・原則、午前9時～午後4時
- ・新規判定の場合は、午前に社会調査（面接）・心理学的判定（検査）、午後に医学的判定（診察）となります。
- ・医学的判定（診察）は、原則、午後となりますが、嘱託医の都合により、社会調査（面接）・心理学的判定（検査）と別日になることもあります。

### イ 巡回相談

別紙「令和8年度知的障がい者巡回相談実施予定表」のとおり

(4) 療育手帳の新規交付事務の流れは以下のとおりです。



- ① 申請者が手続きをしに窓口を訪れた際、判定を受けていない場合は、先に判定を受けるように説明した上で、当所に御連絡ください。
- ② 申請書の受付は各市町村になります。市町村では、申請書に必要事項が記入されているか、内容に誤りがないかを確認の上、市福祉事務所は当所障がい保健福祉部、町村は所管の広域振興局に送付してください。  
※1 受付の際、「判定の記録」欄に市町村の受付印がかからないようにお願いします。  
※2 書類の右下「管轄市町村」は援護の実施機関を記入します。
- ③ 広域振興局は申請書を当所障がい保健福祉部に送付します。
- ④ 当所障がい保健福祉部では、申請書に判定結果を記載し広域振興局に送付します。
- ⑤ 広域振興局は、判定結果に基づき療育手帳を交付します。

#### 4 療育手帳の再判定について

##### (1) 直接判定について

18歳を超えてから初めて療育手帳の再判定を受ける方（前回の判定が児童相談所の方）は、必ず**直接**お会いしての判定となります。

##### (2) 書類判定について

- ・ 18歳を超えてから2回目以降の再判定の方は、以下の条件を満たす場合、書類判定で再判定手続きを行えます。  
ア 前回の判定時とご本人の状況に大きな変化がないこと。  
イ 本人や家族が書類判定での再判定を希望していること。
- ・ ただし、上記を満たしていても、ケースによっては直接判定が必要な場合もありますので、書類判定が可能かどうかを、お手数でも当所に御確認いただくと助かります。
- ・ 市町村窓口で療育手帳再判定に係る相談があった場合で、書類判定が可能な方については、「療育手帳判定申請書(A4 両面)」「生活状況評価表(両面)」「同意書」(別添資料参照)と療育手帳を当所に送付してください。(市町村からでも本人からでもどちらでも可。)
- ・ **必要な書類**は  
<https://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/shougai/1015945.html> に掲載しています。

#### 5 県外からの転入者について

令和元年7月31日付け障がい保健福祉課総括課長事務連絡を参照の上、対応して下さい。

##### 【要旨】

- 1 転居の場合における療育手帳の継続使用の徹底  
県内に転居された方については、手帳の**記載事項(住所)の訂正により使用することが原則**であること。(昭和48年9月27日付け児発第725号厚生省児童家庭局長通知)⇒市町村で記載事項変更した後、岩手県の番号を附番するため、手帳を管轄広域振興局へ送付願います。
- 2 転居の場合における療育手帳の新規発行について  
判定表記が本県のものとは異なる場合は、知的障がい者または保護者の意向を確認し、新規発行の申出あった場合は手続きを行うこと。⇒当センターに御連絡をお願いします。

#### 6 その他

##### (1) 療育手帳の新装丁について

平成21年4月1日から、療育手帳が身体障害者手帳と同一装丁となりましたが、既に当該手帳を所持されている方は、そのまま利用可能です。

##### (2) 記載事項の変更について

市町村で変更可能な記載事項は『住所』『氏名』です。それ以外で変更が必要なもの(例:生年月日の誤り、交付番号の変更等は、広域振興局での変更になります)。

### (3) 療育手帳の再交付について

療育手帳の棄損や汚れが激しい方については、再交付申請を勧めてください。よろしくお願いいたします。

### Ⅲ 巡回相談について

遠隔地については、巡回相談を行っております。町村の方の場合は、相談希望があった場合、開催地となる市の巡回相談をご活用ください。

別添「令和8年度岩手県福祉総合相談センター知的障がい者巡回相談実施要領」、  
「実施相談の実施にあたっての留意事項」参照ください。

岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉部  
障がい保健福祉課 知的障がい担当  
電話 019-629-9613 FAX 019-629-9603  
担当者 阿部 中村 平賀

令和8年度知的障がい者巡回相談実施予定表

実施年月日			開催地	会場	備考
4月	30日	(木)	一関市	サン・アビリティーズ一関	
5月	15日	(金)	釜石市	釜石市保健福祉センター	
	21日	(木)	花巻市	花巻市交流会館	
	29日	(金)	久慈市	久慈市役所	※調整中
6月	2日	(火)	北上市	北上市総合福祉センター	嘱託医なし
	4日	(木)	大船渡市	大船渡市防災観光交流センター	
	11日	(木)	二戸市	二戸市総合福祉センター	
	18日	(木)	宮古市	山口公民館	
	24日	(水)	遠野市	遠野健康福祉の里	嘱託医なし
7月	9日	(木)	一関市	サン・アビリティーズ一関	
	15日	(水)	奥州市水沢	水沢地区センター	
	16日	(木)	花巻市	花巻市交流会館	嘱託医なし
8月	20日	(木)	北上市	北上市保健・子育て支援複合施設 hoKko	
9月	8日	(火)	陸前高田市	陸前高田市役所	嘱託医なし
10月	1日	(木)	二戸市	二戸市総合福祉センター	
	7日	(水)	奥州市水沢	水沢地区センター	
	15日	(木)	宮古市	山口公民館	
	23日	(金)	久慈市	久慈市役所	※調整中
11月	6日	(金)	釜石市	釜石市保健福祉センター	
	12日	(木)	一関市	サン・アビリティーズ一関	
	17日	(火)	遠野市	遠野健康福祉の里	嘱託医なし
	19日	(木)	北上市	北上市保健・子育て支援複合施設 hoKko	
12月	3日	(木)	大船渡市	大船渡市防災観光交流センター	
	17日	(木)	花巻市	花巻市交流会館	
1月	14日	(木)	一関市	サン・アビリティーズ一関	
	21日	(木)	宮古市	山口公民館	
	28日	(木)	北上市	北上市総合福祉センター	
2月	5日	(金)	奥州市江刺	奥州市江刺総合支所	